

第2 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理

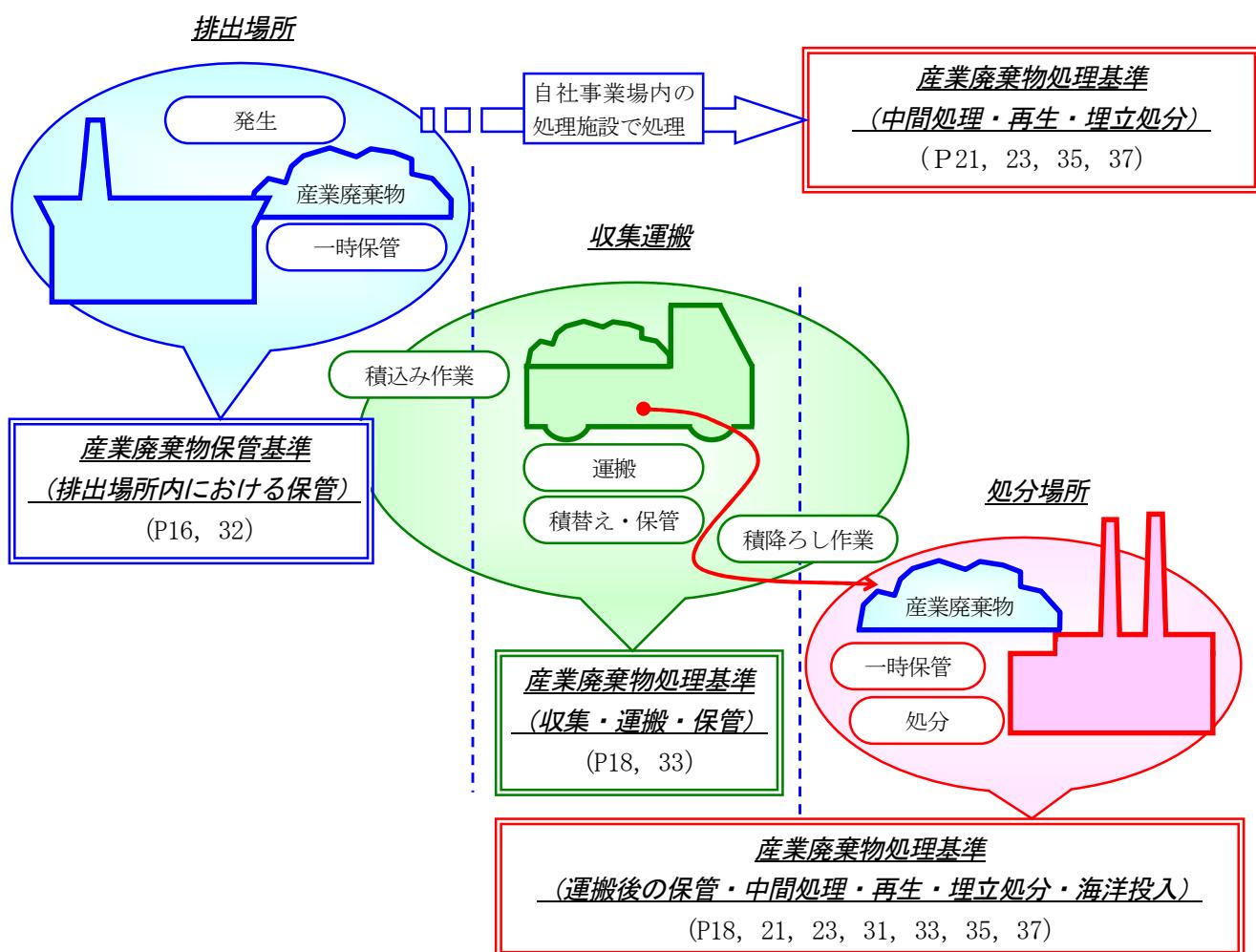
1 処理に係る基準の概要

(1) 廃棄物の発生から適正処理までの過程と適用基準

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理は、その発生から適正処理に至るまでの各過程において、産業廃棄物保管基準及び産業廃棄物処理基準等の多くの基準が設けられており、廃棄物の適正処理を行うためには、これらの基準を遵守する必要があります。

それぞれの過程ごとの適用基準は、図表13のとおりです。

図表 13 廃棄物の発生から適正処理までの過程と適用基準



排出事業者、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者には、次のとおり、産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準が適用されます。

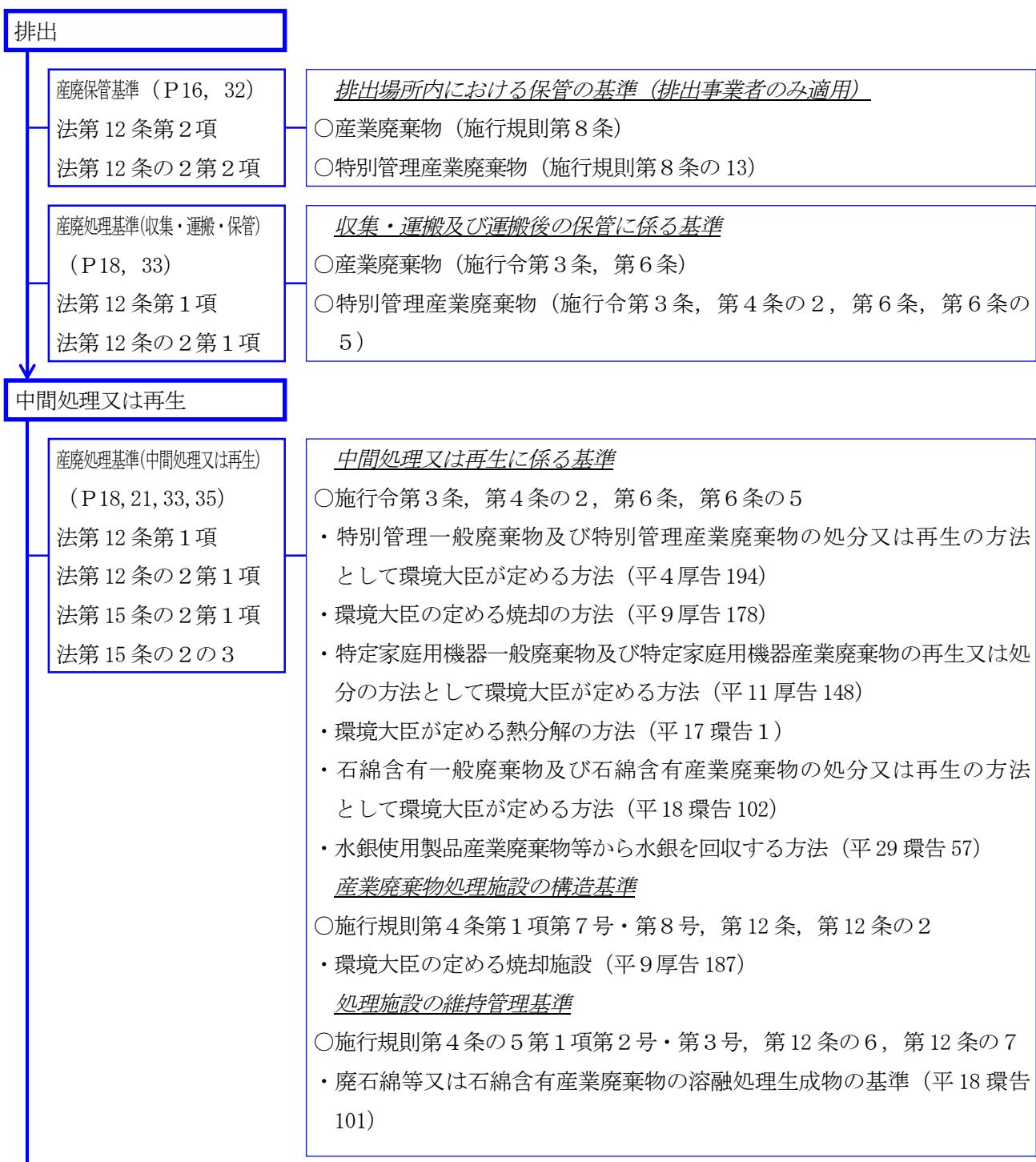
図表 14 産業廃棄物保管基準と産業廃棄物処理基準の適用範囲

		排出事業者		産業廃棄物収集運搬業者 産業廃棄物処分業者
		事業所内	事業所外	
産業廃棄物保管基準		○	—	—
産業廃棄物処理基準	収集運搬		○	○
	運搬後の保管	—	○	○
	中間処理		○	○
	再生		○	○
	埋立処分		○	○
	海洋投入		○	○

(2) 処理基準の法体系

産業廃棄物保管基準及び産業廃棄物処理基準等は、法、施行令、施行規則及び告示等で規定されていますが、この法体系を整理したのが図表 15 です。

図表 15 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理基準





2 産業廃棄物の処理に係る基準

(1) 産業廃棄物保管基準

- ・適用者：排出事業者のみ
- ・適用行為：産業廃棄物を搬出するまでの間の保管
(排出事業者が搬出後に保管する場合は、産業廃棄物処理基準（保管）が適用されます。)

図表 16 産業廃棄物保管基準（施行規則第8条）

1 産業廃棄物の飛散、流出等の防止措置

- (1) 保管場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう必要な措置を講ずること。
- (2) 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合は、公共水域及び地下水の汚染を防止するために排水溝等を設置するとともに、地下浸透しないよう底面を不浸透性材料で覆うこと。
- (3) 保管場所には、ねずみ、蚊、はえその他の害虫が発生しないよう防止措置を講ずること。
- (4) 石綿含有産業廃棄物の保管を行う場合は、次の点に注意すること。
 - ① 石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないよう、保管場所に仕切りを設ける等、必要な措置を講ずること。
 - ② 石綿含有産業廃棄物が飛散しないよう覆いや梱包等、必要な措置を講ずること。
- (5) 水銀使用製品産業廃棄物を保管する場合は、その他の物と混合するおそれのないよう、保管場所に仕切りを設ける等、必要な措置を講ずること。

2 囲いの設置及び構造等

- (1) 産業廃棄物の保管施設の周囲には囲いを設けること。
- (2) 囲いに産業廃棄物の荷重が直接かかる場合は、囲いの構造耐力上の安全性を確保すること（対廃棄物の荷重のほか、風圧力、地震等）。

3 積上げ高さ制限

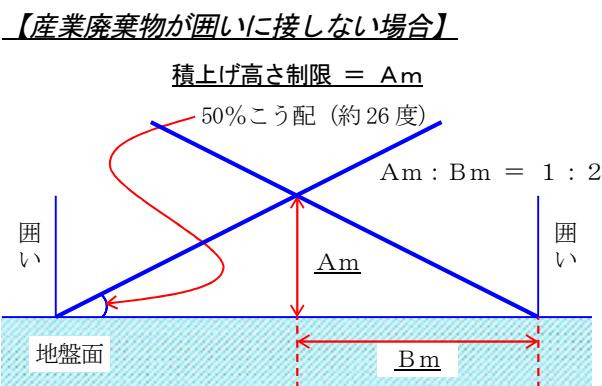
- (1) 産業廃棄物を屋外で容器を用いないで保管する場合は、次の点に注意すること（図表 17）。
 - ① 産業廃棄物が囲いに接しない場合、囲いの下端からこう配 50%以下（約 26 度）とすること。
 - ② 産業廃棄物が囲いに接する場合、囲いの内側 2 m は囲いの上端より 50cm 以下とし、2 m 以上内側は 2 m 線からこう配 50%以下とすること。
- (2) 囲いが産業廃棄物と接して曲がったり、囲いの高さぎりぎりまで積み上げないこと。
- (3) 使用済自動車等については、別途定められた保管基準を遵守すること（H17. 1. 1～）。

4 掲示板の設置

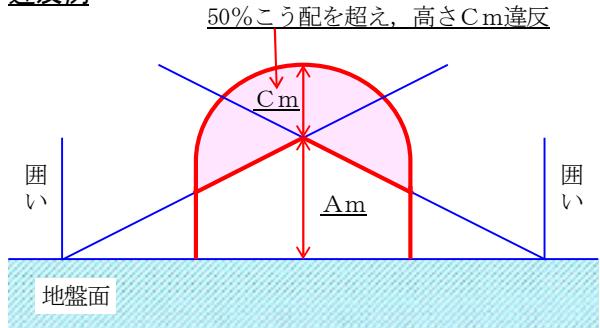
周囲から見やすい箇所に、次の要件を備えた掲示板を設置すること（表示例は P17 図表 18 参照）。

- (1) 掲示板の大きさ 縦 60cm 以上 × 横 60cm 以上
- (2) 表示すべき事項
 - ① 産業廃棄物の保管場所である旨の表示
 - ② 保管する産業廃棄物の種類の表示（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を保管する場合は、その旨を記載）
 - ③ 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - ④ 最大積上げ高さ（屋外で容器を用いて保管する場合）

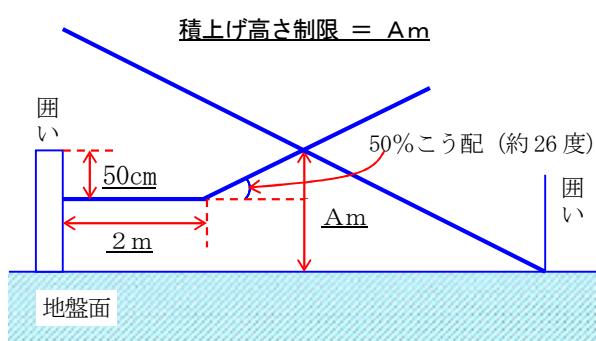
図表 17 積上げ高さ制限



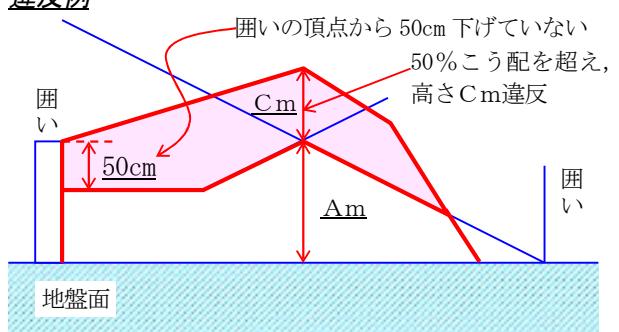
違反例



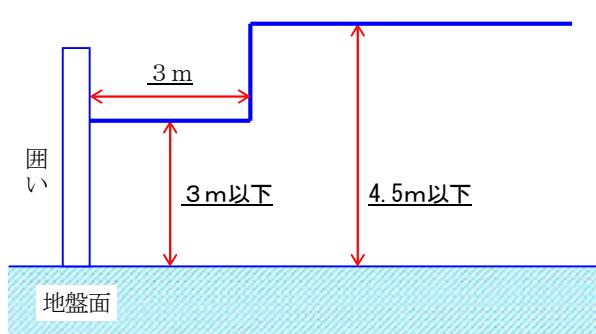
【産業廃棄物が囲いに接する場合】



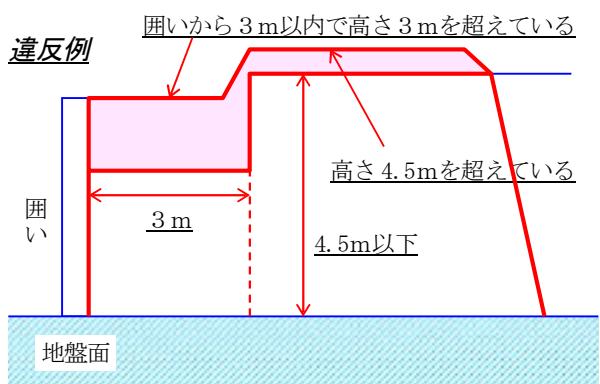
違反例



【使用済自動車を保管する場合】



違反例



図表 18 保管場所における掲示板の表示例

産業廃棄物の保管場所	
管理者及び連絡先等	株式会社広島産廃 代表取締役 産廃 太郎 所在地 広島県○○市○○町○丁目○番○号 電話 ○○○-○○○-○○○○ 内線○○○ 責任者 環境管理課 ○○, ○○
保管する産業廃棄物の種類	廃プラスチック類, がれき類 (これらのうち石綿含有産業廃棄物を含む。)
最大積上げ高さ	2 m

(2) 産業廃棄物処理基準（収集・運搬・運搬後の保管）

- ・適用者：排出事業者、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者
- ・適用行為：収集・運搬・運搬後の保管

図表 19 産業廃棄物処理基準（収集・運搬・運搬後の保管）（施行令第6条）

1 運搬施設（車両、船舶、容器等）に係る注意事項

- (1) 収集・運搬のための施設を設置する場合は、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないよう必要な措置を講ずること。
- (2) 運搬車両、船舶、運搬容器及び運搬用パイプラインは、産業廃棄物が飛散、流出したり、悪臭が漏れたりするおそれのないものであること。

2 収集・運搬を行う場合の措置

- (1) 産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること。
- (2) 収集・運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (3) 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物は、破碎することのないよう、また、その他の物と混合するおそれのないように区分して、収集・運搬を行うこと。

3 運搬車両等への表示義務及び収集運搬時の書面携帯義務

- (1) 収集運搬時は、運搬車両等にP19 図表 20 に示す表示例を参考にして、産業廃棄物を収集運搬している者の氏名、名称及び許可番号（下6桁）等を表示すること。
- (2) 収集運搬時は、P20 図表 21 に示す書面等を備え付けておくこと。

4 積替えを行う場合の措置

- (1) 周囲に囲いを設け、産業廃棄物の積替え場所であるとの表示をすること。
- (2) 産業廃棄物が飛散・流出したりしないようにするとともに、汚水が生ずるおそれがある場合は排水溝等を設置したり、地下浸透しないように底面を不浸透性材料で覆ったりすること。また、悪臭が発散しないようにすること。
- (3) ねずみ、蚊、はえ、その他の害虫が発生しないようにすること。
- (4) 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の積替えを行う場合は、その他の物と混合するおそれのないよう、積替え場所に仕切りを設ける等、必要な措置を講ずること。

5 保管を行う場合の基準

保管は、原則禁止である。ただし、次の基準に適合する積替えを行う場合は保管を認める。

- (1) あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
- (2) 搬入された産業廃棄物が、適切に保管できる量を超えないこと。
- (3) 搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

6 保管場所における措置

- (1) P16 図表 16 の産業廃棄物保管基準1～3に掲げる措置を講ずること。

- 1 産業廃棄物の飛散、流出等の防止措置
- 2 囲いの設置及び構造等
- 3 積上げ高さ制限

【再掲】

- (2) 掲示板の設置

産業廃棄物の保管を行う場所には、周囲から見やすい箇所に、次の事項を記載した縦横とも

60cm以上の掲示板を設置すること（表示例はP20 図表22 参照）。

- ① 産業廃棄物の保管場所である旨の表示
- ② 保管する産業廃棄物の種類の表示（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を保管する場合は、その旨を記載）
- ③ 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- ④ 最大積上げ高さ（屋外で容器を用いない場合のみ、P17 図表17により算出される高さ）
- ⑤ 保管上限量（次項で算出される保管上限の量）

7 保管上限

(1) 産業廃棄物を保管できる量の制限

1日当たりの平均搬出量×7日分

※ 平均搬出量とは、前月の産業廃棄物の総搬出量（複数の産業廃棄物を取り扱う場合はその合計量）を前月の総日数で除して得られる数量とする（前月の総搬出量÷前月の総日数）。

（前月の総搬出量÷前月の総日数）×7日分=保管上限（保管可能量）

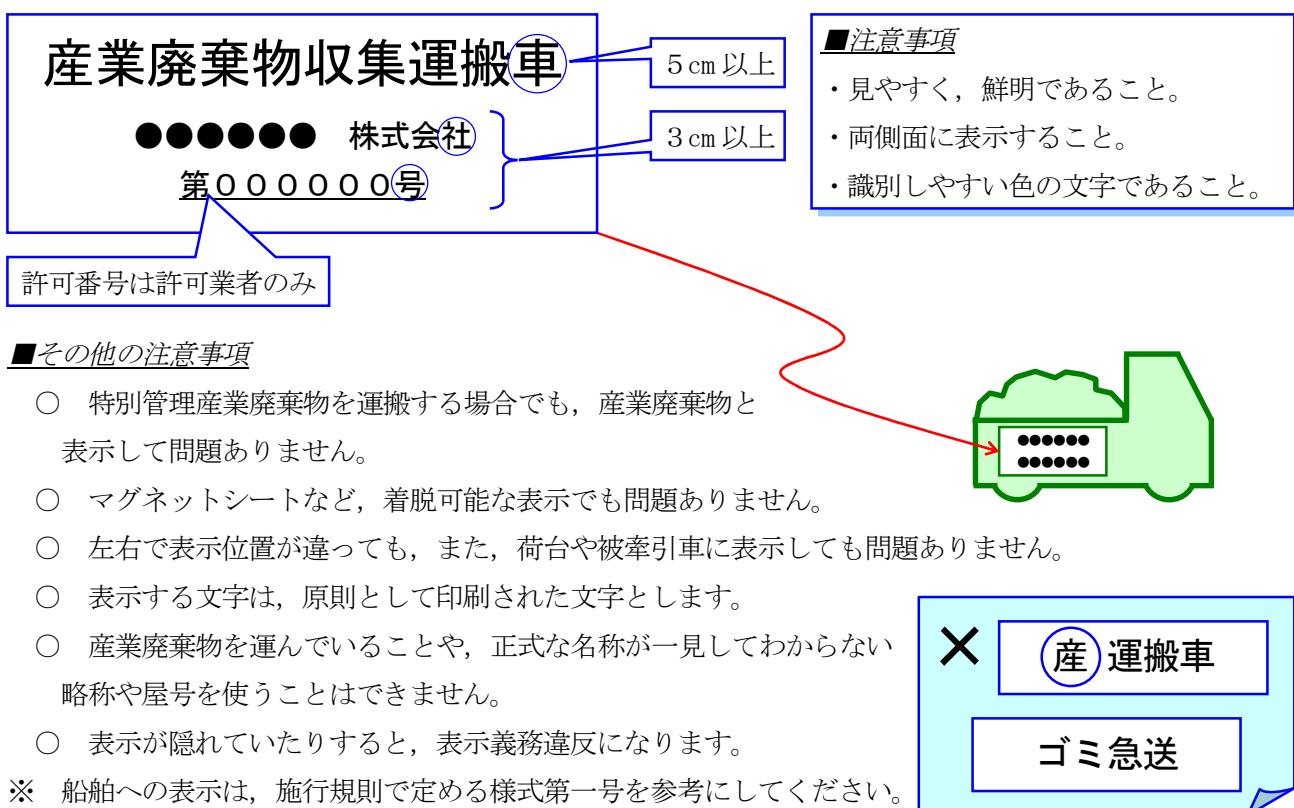
（例） 4月（総日数 30日）の産業廃棄物の総搬出量 1,500 m³

1,500 m³ ÷ 30日 × 7日分 = 350 m³ 保管上限は、350 m³

(2) 適用除外

- ・船舶を利用して運搬する場合であって、船舶の積載量が保管上限を上回るとき。
- ・使用済自動車等を保管する場合（H17.1.1～）

図表 20 運搬車両への表示例



図表 21 収集運搬時に備え付けておくべき書面等

排出事業者が自ら運搬する場合	産業廃棄物収集運搬業者が運搬する場合
次の内容を記載した書面 ① 氏名又は名称及び住所 ② 運搬する産業廃棄物の種類及び数量 ③ 積載日 ④ 積載した事業場の名称、所在地、連絡先 ⑤ 運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先	1 許可証の写し 2 紙マニフェストを利用する場合 交付された紙マニフェスト 3 電子マニフェストを利用する場合 (1) 電子マニフェストの使用証（加入証）の写し (2) 次の内容を記載した書面又は電子データ <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 内容を容易に表示できること（<u>インターネット</u>による方法でも可）。 </div> ① 運搬する産業廃棄物の種類及び数量 ② 委託者の氏名又は名称 ③ 積載日 ④ 積載した事業場の名称、所在地、連絡先 ⑤ 運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

図表 22 積替え保管場所における掲示板の表示例



産業廃棄物の積替え保管場所	
管理者及び連絡先等	株式会社広島産廃 代表取締役 産廃 太郎 所在地 広島県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 内線〇〇〇 責任者 環境管理課 〇〇, 〇〇
保管する産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、がれき類（これらのうち石綿含有産業廃棄物を含む。）
最大積上げ高さ	2 m
保管上限	30 m ³

(3) 産業廃棄物処理基準（処分又は再生（埋立又は海洋投入処分を除く。））

- ・適用者：排出事業者及び産業廃棄物処分業者
- ・適用行為：処分又は再生（埋立又は海洋投入処分を除く。）

図表 23 産業廃棄物処理基準（処分又は再生（埋立又は海洋投入処分を除く。））（施行令第6条）

1 産業廃棄物の保管を行う場合の措置等

P18 図表 19 の産業廃棄物処理基準（収集・運搬・運搬後の保管）5 及び 6 の措置等を講ずること。

**〔5 保管を行う場合の基準
6 保管場所における措置〕【再掲】**

2 保管上限

(1) 産業廃棄物を保管できる量の上限

1 日当たりの産業廃棄物処理施設の処理能力×14 日分=保管上限数量（基本数量）

(2) 保管上限数量の特例

- ① 船舶により産業廃棄物を搬入する場合であって、船舶の積載量が基本数量を上回る場合
船舶の積載量+基本数量×1／2
- ② 処理施設の定期点検等が行われる場合（突発的な故障及び7日未満の定期点検を除く。）
処理能力×点検等の日数+基本数量×1／2
(点検終了後は60日以内に基本数量に戻すこと。)
- ③ 優良認定を受けた産業廃棄物処分業者が廃プラスチック類を保管する場合
処理能力×28日分
- ④ 建設業に係る産業廃棄物（工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じた木くず、コンクリートの破片（石綿含有産業廃棄物を除く。）又はアスファルト・コンクリートの破片であって、分別されたものに限る。）の再生を行う処理施設において、当該産業廃棄物を再生のために保管する場合
 - ア 木くず、コンクリートの破片 処理能力×28日分
 - イ アスファルト・コンクリートの破片 処理能力×70日分
- ⑤ 豪雪地帯指定区域内において廃タイヤを冬季間（11月～翌年3月）に保管する場合
処理能力×60日分
- ⑥ 使用済自動車等を保管する場合
特別の基準を適用
- ⑦ 汚泥（有機性汚泥を除く。）、安定型産業廃棄物（廃プラスチック類及び④の建設業に係る産業廃棄物を除く。）、鉱さい又はばいじんの処分又は再生を行う処理施設において、排出事業者又は優良産業廃棄物処分業者が保管する場合であって、その保管が新型インフルエンザ等による当該処理施設の運転の停止その他の新型インフルエンザ等に起因するやむを得ない理由により保管する場合
処理能力×35日分

3 保管期間

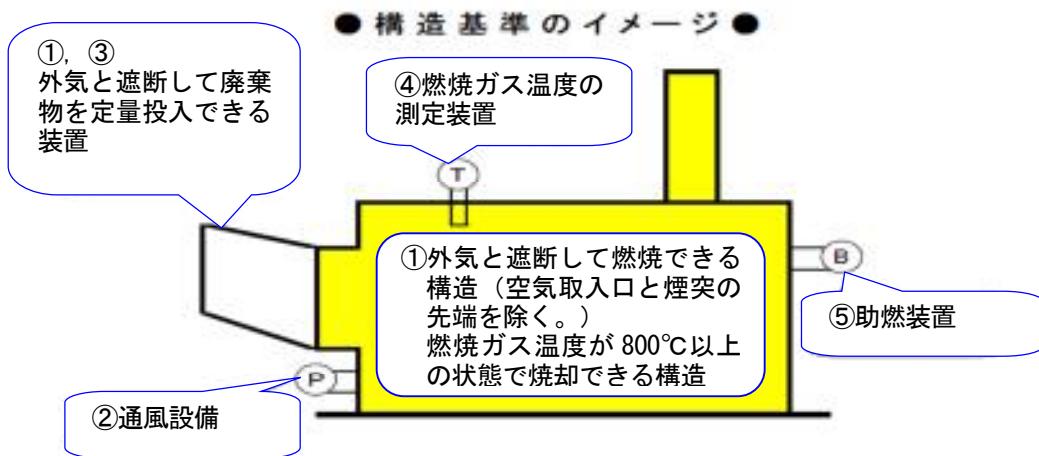
産業廃棄物処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間とする。

4 産業廃棄物の焼却を行う場合の基準

産業廃棄物の焼却を行う場合は、(1)の構造を備えた設備で、(2)の方法により行うこと。

(1) 焼却施設の構造 (施行規則第1条の7)

- ① 空気取入口・煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が800°C以上の状態で産業廃棄物を焼却できること。
- ② 燃焼に必要な量の空気の通風が行われること。
- ③ 燃焼室内において産業廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に産業廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で定量ずつ燃焼室に投入できること。
- ④ 燃焼室中の燃焼ガスの温度の測定装置が設けられていること（製鋼用電気炉等を除く）。
- ⑤ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること（製鋼用電気炉等を除く）。



(2) 焼却の方法 (平9厚告178)

- ① 煙突の先端以外から燃焼ガスを出さないこと。
- ② 煙突の先端から火炎や黒煙を出さないこと。
- ③ 煙突から焼却灰や未燃物を飛散させないこと。

5 産業廃棄物の熱分解を行う場合の基準

産業廃棄物の熱分解（物を処分するために、燃焼を伴わずに加熱により分解すること。）を行う場合は、(1)の構造を備えた設備で、(2)の方法により行うこと。

(1) 热分解設備の構造 (施行規則第1条の7の2)

- ① 热分解室内への空気の流入を防ぐことにより、热分解室内の産業廃棄物を燃焼させない構造のこと。
- ② 産業廃棄物の热分解を行うのに必要な温度及び圧力を適正に保つことができるものであること。
- ③ 热分解室内の温度及び圧力を定期的に測定できること。
- ④ 残さが発火しないよう、排出された残さを直ちに冷却できること。
- ⑤ 処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを適正に処理できること。

注 処理に伴って生じた不要なガスを燃焼させる場合は焼却となる。ただし再生利用を目的として炭化水素油を生成する場合で一定の条件を満たすものは燃焼させても焼却に該当しない。

(2) 热分解の方法 (平17環告1)

- ① 排出口以外から処理に伴って生じたガスが排出されないこと。
- ② 排出口から処理に伴って生じた残さが飛散しないこと。
- ③ 処理に伴って生じたガスを生活環境保全上支障がないように処理した後、排出すること。等

(4) 産業廃棄物処理基準（埋立処分）

① 産業廃棄物処理基準（埋立処分）

- ・適用者：排出事業者及び産業廃棄物処分業者
- ・適用行為：埋立

図表 24 産業廃棄物処理基準（埋立処分）（施行令第6条）

1 地中空間を利用する処分方法の禁止

産業廃棄物の埋立処分は、地中にある空間を利用する方法で処分してはならない。ただし、次に掲げる産業廃棄物（以下「安定型産業廃棄物」という。）は除く。

- (1) 廃プラスチック類（自動車等破碎物、廃プリント配線板、廃容器包装、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
- (2) ゴムくず
- (3) 金属くず（自動車等破碎物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極の不要物、鉛製の管又は板の不要物、廃容器包装、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
- (4) ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物、廃プラウン管側面部、廃石膏ボード、廃容器包装、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
- (5) がれき類（工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物）
- (6) 溶融処理生成物（廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を溶融したことにより生じた廃棄物であって、鉱さいであるものに限る。以下「溶融処理生成物」という。）

2 安定型産業廃棄物の埋立て

- (1) 安定型最終処分場（埋立地からの浸出液による公共水域及び地下水の汚染防止のために必要な設備の設置その他の措置が講じられていない埋立地（P27 図表 26））においては、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着するおそれのないよう必要な措置を講ずること。
- (2) 工作物の除去等に伴って生じた安定型産業廃棄物については、十分な選別と分別により、熱しやすく減量 5% 以下とした後に埋め立てること（平10 環告 34）。

3 有害な産業廃棄物の埋立て

次に掲げる有害な産業廃棄物の埋立ては、遮断型最終処分場（公共水域及び地下水と遮断された処分場（P40 図表 36））で行うこと。

- (1) 燃え殻及びばいじん（処理したものを含む。）であって、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム化合物、砒素、セレンを判定基準以上含むもの
- (2) 汚泥（処理したものを含む。）であって、水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素、P C B、セレン、シアノ化合物を判定基準以上含むもの
- (3) 水銀含有ばいじん等のうち燃え殻、汚泥、ばいじん又はその処理物を環境大臣が定めたところにより固型化したもので、判定基準に適合しないもの

4 3以外の産業廃棄物の埋立て

3以外の産業廃棄物の埋立ては、管理型最終処分場（埋立地からの浸出液による公共水域及び地下水の汚染防止のために必要な設備の設置その他の措置（遮水工・浸出液処理設備等の設置、放流水・周縁地下水の水質の維持等）が講じられた処分場（P27 図表 27））で行うこと。

5 埋立方法等の基準

- (1) 埋め立てる産業廃棄物（熱しやく減量 15%以下に焼却したものを除く。）の一層の厚さは、おおむね 3m 以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂でおおむね 50cm 覆うこと。
- (2) 埋立処分に当たっては、産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること。
- (3) 埋立処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって、生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (4) 埋立処分のための施設を設置する場合は、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- (5) 埋立地には、ねずみ、蚊、はえ、その他の害虫が発生しないようにすること。
- (6) 埋立処分を終了する場合には、(1)によるほか、生活環境の保全上支障が生じないように埋立地の表面を土砂で覆うこと。

6 処分場周囲の囲い等

- (1) 囲いの設置

埋立処分場の周囲には囲いを設けて、みだりに人が立ち入れないようにすること。

- (2) 表示

産業廃棄物の処分場であることを表示すること。また、有害な産業廃棄物の処分場の場合は、その旨を併せて表示すること。

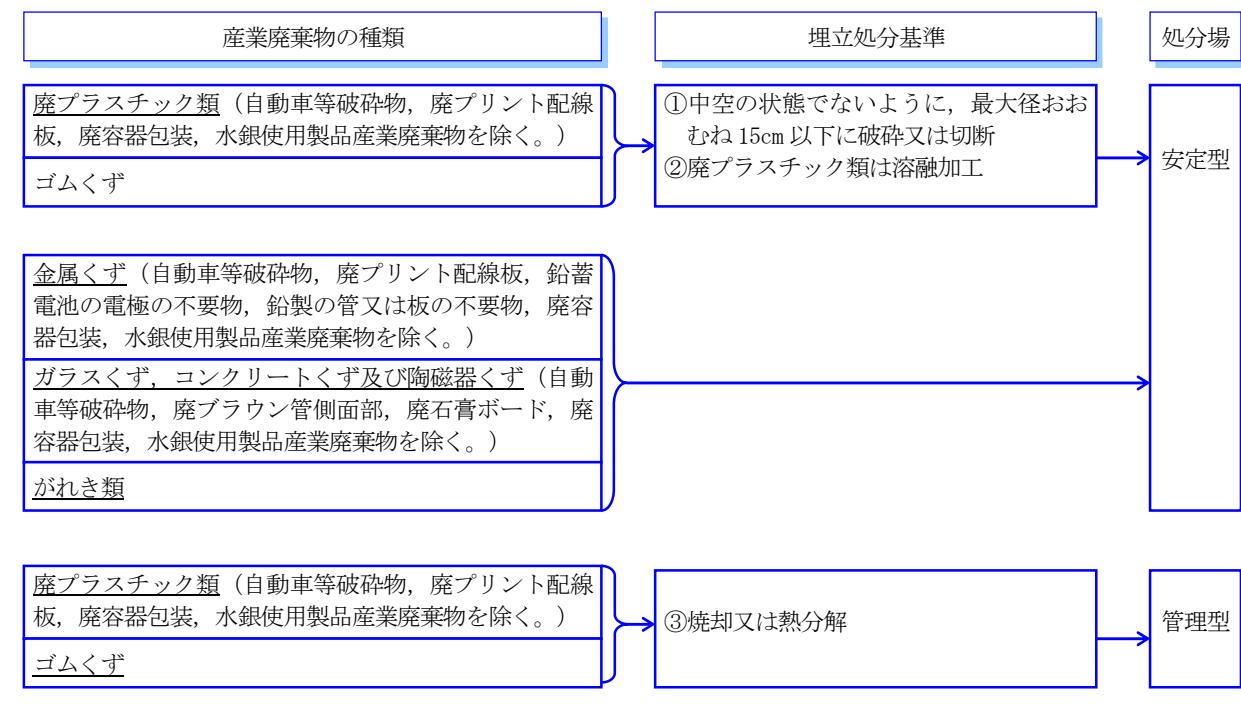
② 産業廃棄物の種類別の産業廃棄物処理基準（埋立処分）の体系

産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物を除く。）の埋立処分に当たっては、焼却、脱水等の中間処理を行わなければ処分できない場合があり、産業廃棄物の種類ごとにそれぞれ図表 25 に示す産業廃棄物処理基準（埋立処分）が定められています。

図表 25 産業廃棄物の種類別の産業廃棄物処理基準（埋立処分）の体系（施行令第 6 条）

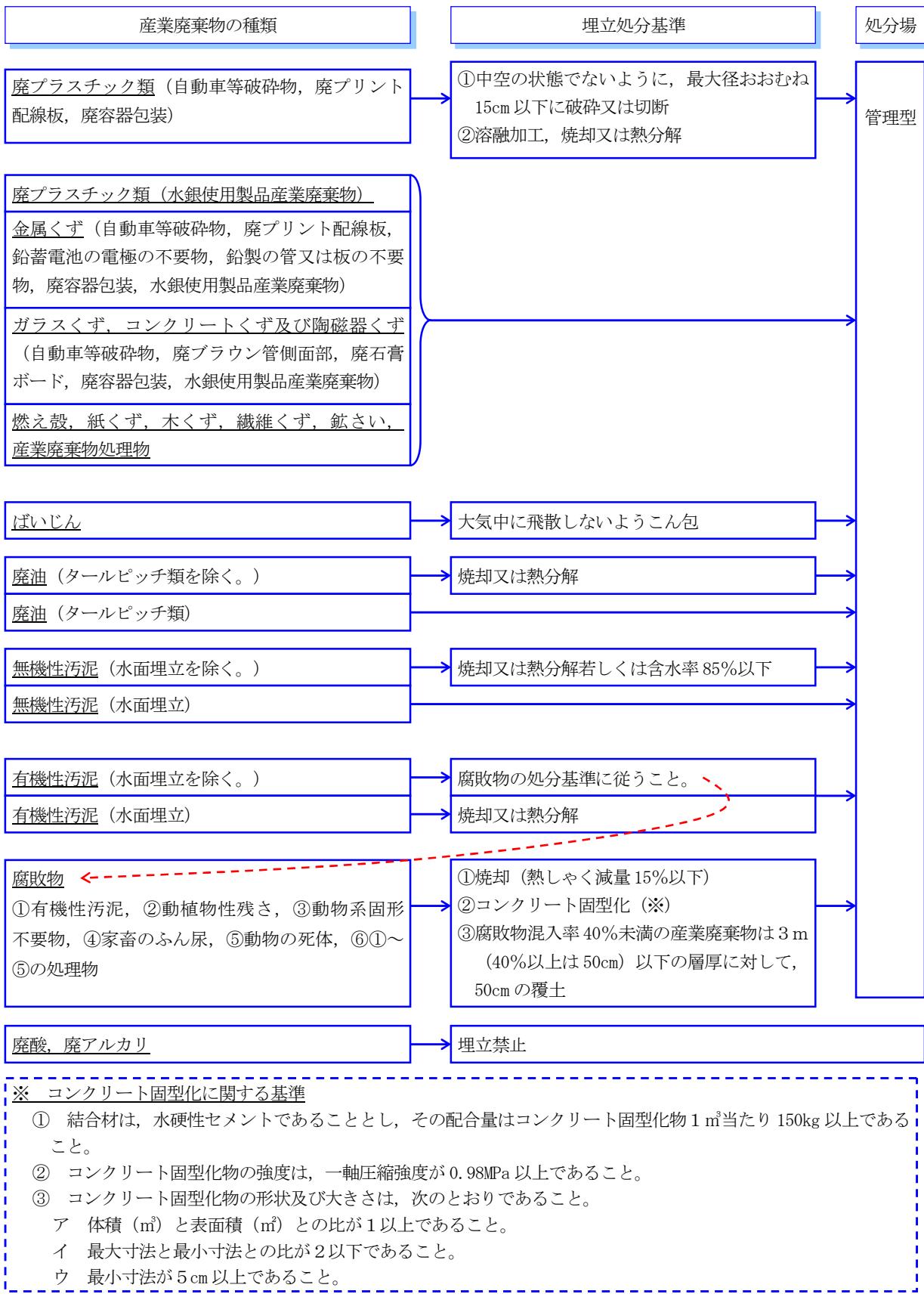
1 安定型産業廃棄物の埋立

次の安定型産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物を除く。）については、必要な中間処理等を実施した後、安定型最終処分場又は管理型最終処分場で処分することができます。



2 安定型産業廃棄物以外の埋立

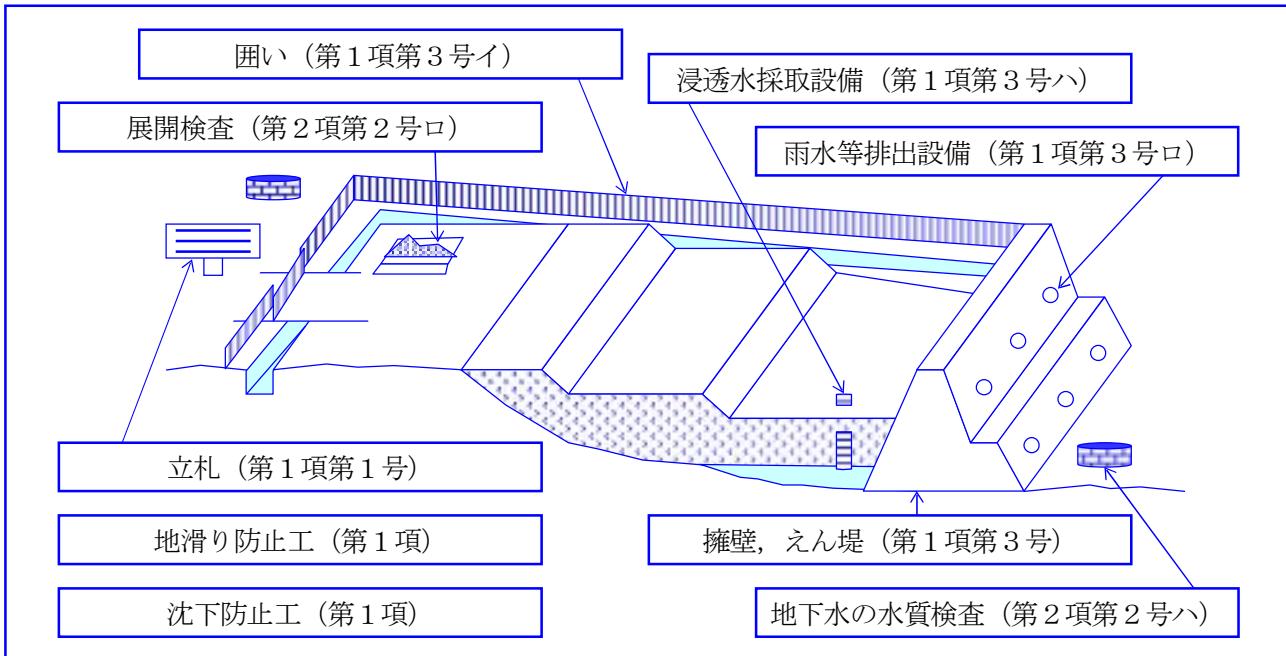
安定型産業廃棄物以外については、必要な中間処理等を実施した後、管理型最終処分場で処分することができます。



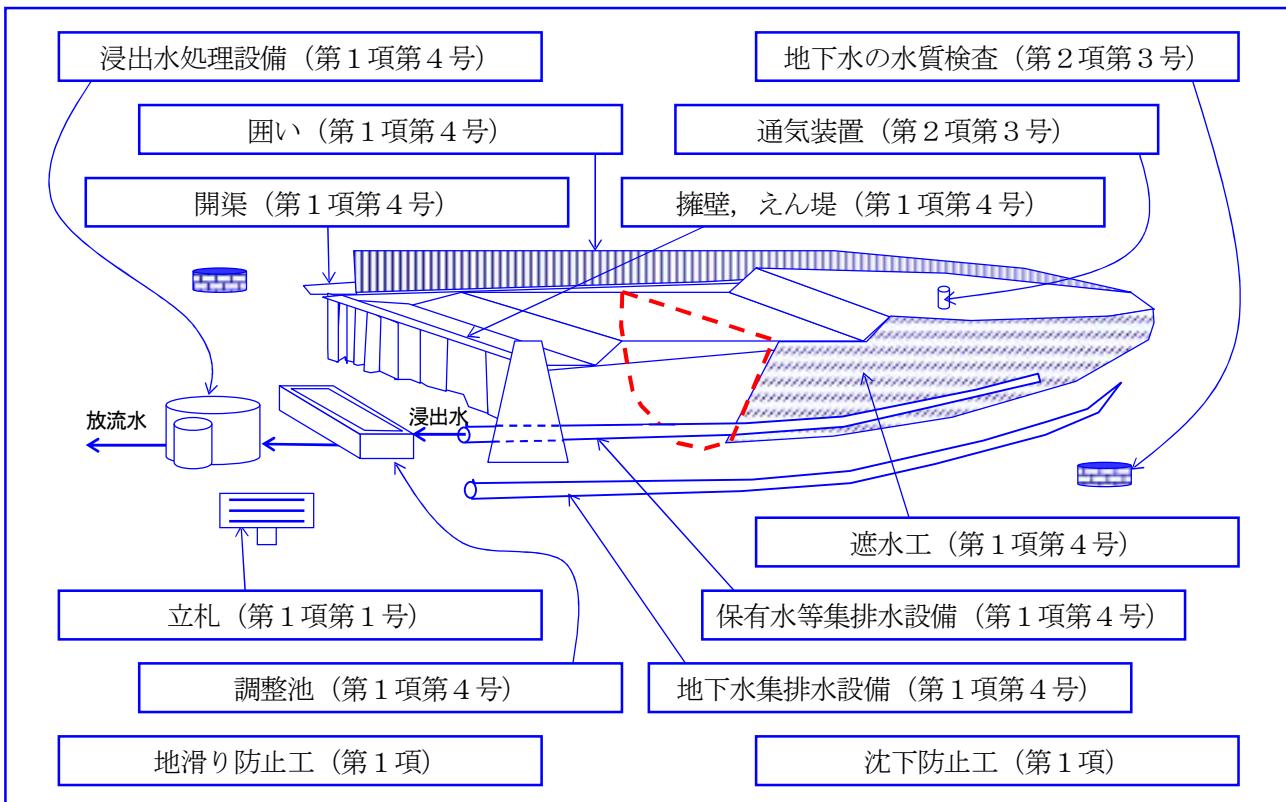
③ 安定型最終処分場と管理型最終処分場

埋立処分を行うことができる最終処分場の種類については、P27 図表 26 に示す「安定型最終処分場」と P27 図表 27 に示す「管理型最終処分場」に区分されており、構造等が異なっています。

図表 26 安定型最終処分場の構造等（最終処分基準省令第 2 条）



図表 27 管理型最終処分場の構造等（最終処分基準省令第 2 条）



一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令
(昭和 52 年 3 月 14 日付け総理府令及び厚生省令第 1 号。以下「最終処分基準省令」という。)

安定型最終処分場においては、図表28に掲げる項目について浸透水及び周縁地下水（2か所以上）の水質検査を行い、浸透水が基準を超過した場合は、速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分の中止その他生活環境の保全上必要な措置を講じなければなりません。また、周縁地下水については基準値は設けられていませんが、水質の悪化が認められる場合は、その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除いて、原因の調査その他生活環境の保全上必要な措置を講じなければなりません。（最終処分基準省令第2条第2項第2号）

図表 28 安定型最終処分場の浸透水の検査項目・基準及び周縁地下水の検査項目

- 1 次に掲げる項目について、1年に1回以上検査を行うこと。なお、処分場の廃止基準は別途設けられている。

浸透水及び周縁地下水の検査項目		浸透水の基準
1	アルキル水銀	検出されないこと
2	総水銀	0.0005mg/l以下
3	カドミウム	0.003mg/l以下
4	鉛	0.01mg/l以下
5	六価クロム	0.05mg/l以下
6	砒素	0.01mg/l以下
7	全シアン	検出されないこと
8	ポリ塩化ビフェニル (P C B)	検出されないこと
9	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下
10	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
11	ジクロロメタン	0.02mg/l以下
12	四塩化炭素	0.002mg/l以下
13	1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下
14	1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下
15	1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下
16	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/l以下
17	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下
18	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下
19	チウラム	0.006mg/l以下
20	シマジン	0.003mg/l以下
21	チオベンカルブ	0.02mg/l以下
22	ベンゼン	0.01mg/l以下
23	セレン	0.01mg/l以下
24	1, 4-ジオキサン	0.05mg/l以下
25	クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/l以下

備考 「検出されないこと」とは、最終処分基準省令第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

- 2 浸透水については、次に掲げる検査項目の1又は2のいずれかについて、1月に1回（埋立処分が終了した埋立地においては3月に1回）以上検査を行うこと。

検査項目		浸透水の基準
1	生物化学的酸素要求量 (B O D)	20mg/l以下
2	化学的酸素要求量 (C O D)	40mg/l以下

管理型最終処分場においては、図表29に掲げる項目について放流水及び周縁地下水（2か所以上）の水質検査を行い、放流水が基準に適合するよう維持管理しなければなりません。また、周縁地下水については基準値は設けられていませんが、水質の悪化が認められる場合は、その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除いて、原因の調査その他生活環境の保全上必要な措置を講じなければなりません。（最終処分基準省令第2条第2項第3号）

図表 29 管理型最終処分場の放流水の検査項目・基準及び周縁地下水の検査項目

1 次に掲げる項目について、1年に1回以上検査を行うこと。なお、処分場の廃止基準は別途設けられている。

放流水の検査項目 (26を除く。)		放流水の基準	周縁地下水の検査項目 (○)
有害物質関係	1 アルキル水銀化合物	検出されないこと	○
	2 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/l以下	○
	3 カドミウム及びその化合物	0.03mg/l以下	○
	4 鉛及びその化合物	0.1mg/l以下	○
	5 有機燐化合物	1mg/l以下	—
	6 六価クロム化合物	0.5mg/l以下	○
	7 硒素及びその化合物	0.1mg/l以下	○
	8 シアン化合物	1mg/l以下	○
	9 ポリ塩化ビフェニル (P C B)	0.003mg/l以下	○
	10 トリクロロエチレン	0.1mg/l以下	○
	11 テトラクロロエチレン	0.1mg/l以下	○
	12 ジクロロメタン	0.2mg/l以下	○
	13 四塩化炭素	0.02mg/l以下	○
	14 1, 2-ジクロロエタン	0.04mg/l以下	○
	15 1, 1-ジクロロエチレン	1mg/l以下	○
	16 1, 2-ジクロロエチレン	0.4mg/l以下 (シス体のみ)	○
	17 1, 1, 1-トリクロロエタン	3mg/l以下	○
	18 1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06mg/l以下	○
	19 1, 3-ジクロロプロパン	0.02mg/l以下	○
	20 チウラム	0.06mg/l以下	○
	21 シマジン	0.03mg/l以下	○
	22 チオベンカルブ	0.2mg/l以下	○
	23 ベンゼン	0.1mg/l以下	○
	24 セレン及びその化合物	0.1mg/l以下	○
	25 1, 4-ジオキサン	0.5mg/l以下	○
	26 クロロエチレン (別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	—	○
	27 ほう素及びその化合物	50mg/l (海域 230mg/l) 以下	—
	28 ふつ素及びその化合物	15mg/l以下 (海域以外に適用)	—
	29 アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素×0.4+亜硝酸性窒素+硝酸性窒素 200mg/l以下	—
	30 ダイオキシン類	10pg-TEQ/l以下	○
生活環境項目関係	1 ノルマルヘキサン抽出物質 (鉱油類含有量)	5mg/l以下	—
	2 ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油脂含有量)	30mg/l以下	—
	3 フェノール類含有量	5mg/l以下	—
	4 銅含有量	3mg/l以下	—
	5 亜鉛含有量	2mg/l以下	—
	6 溶解性鉄含有量	10mg/l以下	—
	7 溶解性マンガン含有量	10mg/l以下	—
	8 クロム含有量	2mg/l以下	—
	9 大腸菌数	日間平均 800 CFU/ml以下	—
	10 燐含有量	16mg/l (日間平均 8mg/l) 以下	—

2 放流水については、次に掲げる検査項目について、1月に1回以上検査を行うこと。なお、処分場の廃止基準は別途設けられている。

検査項目	基準
1 水素イオン濃度指数	5.8 以上 8.6 以下 (海域 5.0 以上 9.0 以下)
2 生物化学的酸素要求量 (BOD)	60mg/l 以下
3 化学的酸素要求量 (COD)	90mg/l 以下
4 浮遊物質量 (SS)	60mg/l 以下
5 窒素含有量	120mg/l (日間平均 60mg/l) 以下

3 周縁地下水については、電気伝導率又は塩化物イオンについて、毎月1回、測定を行うこと。

- 備考 1 「検出されないこと」とは、最終処分基準省令第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2 生物化学的酸素要求量 (BOD) についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量 (COD) についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- 3 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 4 窒素含有量及び燐含有量についての排水基準は、環境大臣が定める海域、湖沼及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
- 5 H25.5.31までに設置されている処分場の1、4-ジオキサンの放流水の基準は当面の間 10mg/l

(5) 産業廃棄物処理基準（海洋投入処分）

産業廃棄物の海洋投入処分に当たっては、図表30に示す基準を遵守する必要があります。

なお、産業廃棄物の海洋投入処分を行うには、環境大臣の許可が必要です。

図表 30 産業廃棄物処理基準（海洋投入処分）（施行令第6条）

1 生活環境保全上、講すべき措置

- (1) 産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること。
- (2) 悪臭、騒音又は振動によって、生活環境保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (3) 収集・運搬施設を設置する場合は、生活環境保全上支障を生ずるおそれのないよう必要な措置を講ずること。

2 海洋投入処分できる産業廃棄物

次に掲げる産業廃棄物（油分又は水銀等の物質（32種類）の含有に関し判定基準に適合するものに限り、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）に限り、海洋投入処分を行うことができる。

(1) 次に掲げる汚泥

- ① 農産物を原料とする食品等の製造工程から排出される汚泥
- ② ボーキサイトを原料とする水酸化アルミニウム製造工程から排出される汚泥
- ③ 建設工事に伴って生じた汚泥

(2) 廉酸又は廃アルカリ（農産物を原料とする食品等の製造工程から排出される廉酸又は廃アルカリであって、水素イオン濃度指数を5.0以上9.0以下にしたもの）

(3) 動植物性残さ（摩碎したもの）

(4) 家畜ふん尿（浮遊性のきょう雜物を除去したもの）

※1 (1)から(4)に該当する産業廃棄物であっても、特に埋立処分を行うのに支障がないと認められる場合には、海洋投入処分は行わないこと。

2 上記の産業廃棄物については、国内において発生したものに限る。

3 海洋投入方法等

2に掲げる産業廃棄物を海洋投入処分できる海域及び方法については「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（以下「海洋汚染防止法」という。）に定めるところによる。

3 特別管理産業廃棄物の処理に係る基準

(1) 特別管理産業廃棄物保管基準

- ・適用者：排出事業者のみ
- ・適用範囲：特別管理産業廃棄物を搬出するまでの間の保管

(排出事業者が搬出後に保管する場合は、特別管理産業廃棄物処理基準（保管）が適用されます。)

図表 31 特別管理産業廃棄物保管基準（施行規則第8条の13）

1 特別管理産業廃棄物の飛散、流出等の防止措置

- (1) 保管場所から特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう必要な措置を講ずること。
- (2) 特別管理産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合は、公共水域及び地下水の汚染を防止するために排水溝等を設置するとともに、地下浸透しないよう底面を不浸透性材料で覆うこと。
- (3) 保管場所には、ねずみ、蚊、はえその他の害虫が発生しないよう防止措置を講ずること。
- (4) 特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないよう、仕切りを設けるなど必要な措置を講ずること。ただし、次に該当する場合を除く。
 - ① 感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混在している場合であって、それ以外の物が混入するおそれのない場合
 - ② 特別管理一般廃棄物である廃水銀と特別管理産業廃棄物である廃水銀等とが混在している場合であって、それ以外の物が混入するおそれのない場合

2 特別管理産業廃棄物の種類別に講ずる措置

- (1) 廃油
容器に入れて密封し、揮発防止措置及び高温にさらされないよう必要な措置を講ずること。
- (2) 廃P C B、P C B汚染物及びP C B処理物
容器に入れて密封し、揮発防止措置、高温にさらされないための必要な措置及び腐食防止措置を講ずること。
- (3) 廃酸及び廃アルカリ並びに腐敗のおそれのある特別管理産業廃棄物
容器に入れて密封する等、腐食防止措置を講ずること。
- (4) 廃石綿等
こん包する等、飛散防止措置を講ずること。
- (5) 廃水銀等
容器に入れて密封し、廃棄物の飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置、高温にさらされないために必要な措置及び腐食の防止のために必要な措置を講ずること。

3 囲いの設置及び構造等

- (1) 特別管理産業廃棄物の保管施設の周囲には囲いを設けること。
- (2) 囲いに特別管理産業廃棄物の荷重が直接かかる場合は、囲いの構造耐力上の安全性を確保すること（対廃棄物の荷重のほか、風圧力、地震等）。

4 積上げ高さ制限

- (1) 特別管理産業廃棄物を屋外で容器を用いないで保管する場合は、次の点に注意すること（P17 図表17）。
- ① 特別管理産業廃棄物が囲いに接しない場合、囲いの下端からこう配50%以下（約26度）とすること。
 - ② 特別管理産業廃棄物が囲いに接する場合、囲いの内側2mは囲いの上端より50cm以下とし、2m以上内側は2m線からこう配50%以下とすること。
- (2) 囲いが特別管理産業廃棄物と接して曲がったり、囲いの高さぎりぎりまで積み上げないこと。

5 掲示板の設置

- 周囲から見やすい箇所に、次の要件を備えた掲示板を設置すること（表示例はP17 図表18参照）。
- (1) 掲示板の大きさ 縦60cm以上×横60cm以上
 - (2) 表示すべき事項
 - ① 特別管理産業廃棄物の保管場所である旨の表示
 - ② 保管する特別管理産業廃棄物の種類の表示
 - ③ 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - ④ 最大積上げ高さ（屋外で容器を用いない場合）

(2) 特別管理産業廃棄物処理基準（収集・運搬・運搬後の保管）

- ・適用者：排出事業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者
- ・適用行為：収集・運搬・運搬後の保管

図表 32 特別管理産業廃棄物処理基準（収集・運搬・運搬後の保管）（施行令第6条の5）

1 運搬施設（車両、船舶、容器等）に係る注意事項

- (1) 収集・運搬のための施設を設置する場合は、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないよう必要な措置を講ずること。
- (2) 運搬車両、船舶及び運搬容器は、特別管理産業廃棄物が飛散、流出したり、悪臭が漏れたりするおそれのないものであること。
- (3) 特別管理産業廃棄物の収集・運搬には運搬用パイプラインは使用しないこと（ただし、消防法第2条第7項に規定する危険物である特別管理産業廃棄物を、危険物の規制に関する政令第3条第3号に規定する移送取扱所において収集・運搬を行う場合を除く。）。
- (4) 感染性産業廃棄物、廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物、廃水銀等の収集・運搬は、次に掲げる構造を有する運搬容器を使用すること。
- ① 密閉できること。その他PCBの漏洩を防止するために必要な措置が講じられていること。
 - ② 収納しやすいこと。
 - ③ 損傷しにくいこと。

2 収集・運搬を行う場合の措置

- (1) 特別管理産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること。
- (2) 収集・運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

- (3) 特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。
- (4) 特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集・運搬すること。ただし、次に該当する場合を除く。
 - ① 感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混在している場合であって、それ以外の物が混入するおそれのない場合
 - ② 特別管理一般廃棄物である廃水銀と特別管理産業廃棄物である廃水銀等とが混在している場合であって、それ以外の物が混入するおそれのない場合

3 運搬車両等への表示義務及び収集運搬時の書面携帯義務

- (1) 収集運搬時は、運搬車両等にP19 図表 20 に示す表示例を参考にして、特別管理産業廃棄物を収集運搬している者の氏名、名称及び許可番号（下6桁）等を表示すること。
- (2) 収集運搬時は、P20 図表 21 に示す書面等を備え付けておくこと。

4 積替えを行う場合の措置

- (1) P32 図表 31 の1～2に掲げる措置を講ずること。
 - 1 特別管理産業廃棄物の飛散、流出等の防止措置
 - 2 特別管理産業廃棄物の種類別に講ずる措置
- (2) 周囲に囲いを設け、次に掲げる事項を表示すること。
 - ① 特別管理産業廃棄物の積替え場所であること。
 - ② 積み替える特別管理産業廃棄物の種類
 - ③ 積替え場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

5 保管を行う場合の基準

保管は、原則禁止である。ただし、次の基準に適合する積替えを行う場合は保管を認める。

- (1) あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
- (2) 搬入された特別管理産業廃棄物が、適切に保管できる量を超えないこと。
- (3) 搬入された特別管理産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

※ 废PCB等、PCB汚染物及びPCB処理物を除く。

6 保管場所における措置

- (1) P32 図表 31 の1～4に掲げる措置を講ずること。
 - 1 特別管理産業廃棄物の飛散、流出等の防止措置
 - 2 特別管理産業廃棄物の種類別に講ずる措置
 - 3 囲いの設置及び構造等
 - 4 積上げ高さ制限
- (2) 揭示板の設置
特別管理産業廃棄物の保管を行う場所には、周囲から見やすい箇所に、次の事項を記載した掲示板を設置すること（表示例はP20 図表 22 参照）。
 - ① 特別管理産業廃棄物の保管場所である旨の表示
 - ② 保管する特別管理産業廃棄物の種類の表示
 - ③ 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - ④ 最大積上げ高さ（屋外で容器を用いない場合、P17 図表 17 参照）
 - ⑤ 保管上限（保管可能量）

7 保管上限

(1) 特別管理産業廃棄物を保管できる量の制限

1日当たりの平均搬出量×7日分

※ 計算方法は、P18 図表 19 の 7(1)を参考にすること。

(2) 適用除外

船舶を利用して運搬する場合であって、船舶の積載量が保管上限を上回るとき。

(3) 特別管理産業廃棄物処理基準（処分又は再生（埋立又は海洋投入処分を除く。））

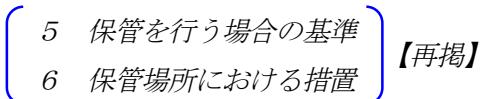
・適用者：排出事業者及び特別管理産業廃棄物処分業者

・適用行為：処分又は再生（埋立又は海洋投入処分を除く。）

図表 33 特別管理産業廃棄物処理基準（処分又は再生（埋立又は海洋投入処分を除く。））
(施行令第 6 条の 5)

1 特別管理産業廃棄物の保管を行う場合の措置等

P33 図表 32 の特別管理産業廃棄物処理基準（収集・運搬・運搬後の保管）5 及び 6 の措置等を講ずること。

 [5 保管を行う場合の基準
6 保管場所における措置] 【再掲】

2 保管上限

特別管理産業廃棄物を保管できる量の上限は、次のとおり。

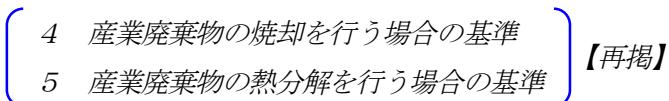
1日当たりの特別管理産業廃棄物の処理施設の処理能力×14日分=保管上限数量

3 保管期間

特別管理産業廃棄物の処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間とする。

4 特別管理産業廃棄物の焼却又は熱分解を行う場合の基準

P21 図表 23 の産業廃棄物処理基準（処分又は再生（埋立又は海洋投入処分を除く。））4 及び 5 の基準によること。

 [4 産業廃棄物の焼却を行う場合の基準
5 産業廃棄物の熱分解を行う場合の基準] 【再掲】

5 特別管理産業廃棄物の処分・再生方法（平成 4 年厚生省告示第 194 号）

特別管理産業廃棄物の処分・再生方法は次のとおり。処分後は、通常の産業廃棄物として処理できる。

(1) 廃油

- ① 焼却設備で焼却
- ② 蒸留設備等で再生

(2) 廃酸又は廃アルカリ

- ① 中和設備で中和
- ② 焼却設備で焼却
- ③ イオン交換設備等で再生 (pH2.0 より大きく, pH12.5 より小さくできる方法)

- (3) 感染性産業廃棄物
- ① 焼却設備で焼却
 - ② 溶融設備で溶融
 - ③ 高圧蒸気滅菌装置又は乾熱滅菌装置で滅菌
 - ④ 肝炎ウィルスに有効な薬剤又は加熱により消毒
 - ⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）で規制されている感染性病原体に有効な方法により消毒
- (4) 廃P C B等
- ① 焼却設備で焼却
 - ② 脱塩素化分解方式、水熱酸化分解方式、還元熱化学分解方式、光分解方式又はプラズマ分解方式により分解
 - ③ 無害化処理の認定を受けた方法による処理
- (5) P C B汚染物
- ① 焼却設備で焼却
 - ② 水熱酸化分解方式、還元熱化学分解方式、機械化学分解方式又は溶融分解方式により分解
 - ③ 洗浄設備を用いて溶剤により洗浄・除去
 - ④ 分離設備により除去
 - ⑤ 無害化処理の認定を受けた方法による処理
- (6) P C B処理物
- ① 焼却設備で焼却
 - ② 脱塩素化分解方式、水熱酸化分解方式、還元熱化学分解方式、機械化学分解方式、溶融分解方式、光分解方式又はプラズマ分解方式により分解
 - ③ 洗浄設備を用いて溶剤により洗浄・除去
 - ④ 分離設備により除去
 - ⑤ 無害化処理の認定を受けた方法による処理
- (7) 廃石綿等
- ① 溶融設備で溶融
 - ② 無害化設備で無害化
- (8) 廃水銀等
- 硫化設備で硫化・固型化設備で固型化
- ※ 処分又は再生後に生じた廃棄物の埋立処分基準は環境庁告示第42号（P42 図表38）による。

(4) 特別管理産業廃棄物処理基準（埋立処分）

① 特別管理産業廃棄物処理基準（埋立処分）

- ・適用者：排出事業者及び産業廃棄物処分業者
- ・適用行為：埋立

図表 34 特別管理産業廃棄物処理基準（埋立処分）（施行令第6条の5）

1 地中空間を利用する処分方法の禁止

特別管理産業廃棄物の埋立処分は、地中にある空間を利用する方法で処分してはならない。

2 有害な特別管理産業廃棄物の埋立て

次に掲げる産業廃棄物の埋立ては、公共水域及び地下水と遮断された処分場（遮断型最終処分場）で行うこと（有害物質を含む特別管理産業廃棄物の判定基準は、P41 図表 37 のとおり。）。

- (1) 水銀を含む燃え殻又はばいじんを環境大臣が定めたところにより固型化したもので、判定基準に適合しないもの
- (2) カドミウム、鉛、六価クロム化合物、砒素又はセレンを含む燃え殻又はばいじん（処理したものを含む。）で、判定基準に適合しないもの
- (3) 水銀又はシアン化合物を含む汚泥又は指定下水汚泥を環境大臣が定めたところにより固型化したもので、判定基準に適合しないもの
- (4) カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素、PCB 又はセレンを含む汚泥又は指定下水汚泥（処理したものを含む。）で、判定基準に適合しないもの
- (5) 水銀、カドミウム、鉛、六価クロム化合物、砒素又はセレンを含む鉛さい（処理したものを含む。）で、判定基準に適合しないもの
- (6) 廃水銀等処理物のうち、判定基準に適合しないもの（基準不適合廃水銀等処理物）

3 2以外の特別管理産業廃棄物の埋立て

2以外の特別管理産業廃棄物を埋立処分する場合は、埋立地からの浸出液による公共水域及び地下水の汚染防止のために必要な設備の設置その他の措置（遮水工・浸出液処理設備等の設置、放流水・周縁地下水の水質の維持等）が講じられた処分場（管理型最終処分場、P27 図表 27）で行うこと。

4 埋立方法等の基準

- (1) 埋立処分に当たっては、特別管理産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること。
- (2) 埋立処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって、生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (3) 埋立処分のための施設を設置する場合は、生活環境保全上支障を生ずるおそれのないよう必要な措置を講ずること。
- (4) 埋立地には、ねずみ、蚊、はえ、その他の害虫が発生しないようにすること。
- (5) 埋立処分を終了する場合には、(1)によるほか、生活環境の保全上支障が生じないように埋立地の表面を土砂で覆うこと。

5 処分場周囲の囲い等

- (1) 囲いの設置

埋立処分場の周囲には囲いを設けて、みだりに人が立ち入れないようにすること。

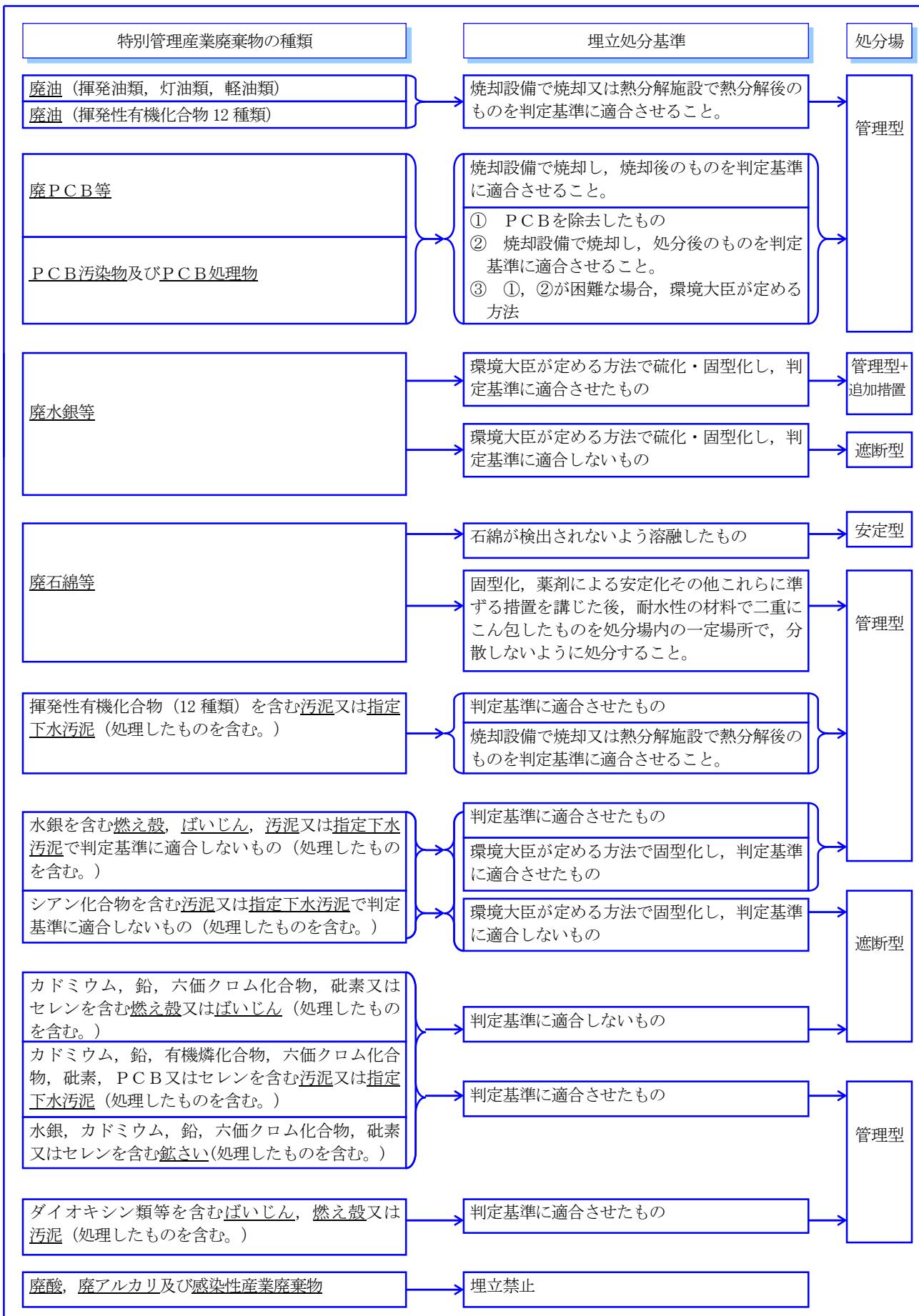
(2) 表示

特別管理産業廃棄物の処分場であることを表示すること。また、有害な特別管理産業廃棄物の処分場の場合は、その旨を併せて表示すること。

② 特別管理産業廃棄物の種類別埋立処分基準

特別管理産業廃棄物の種類ごとに図表 35 に示す埋立処分基準が定められており、当該廃棄物の埋立処分に当たっては、「遮断型最終処分場」（P 40 図表 36）で処分するか、無害安定化した後、「管理型最終処分場」（P 27 図表 27）で処分することとなっています。

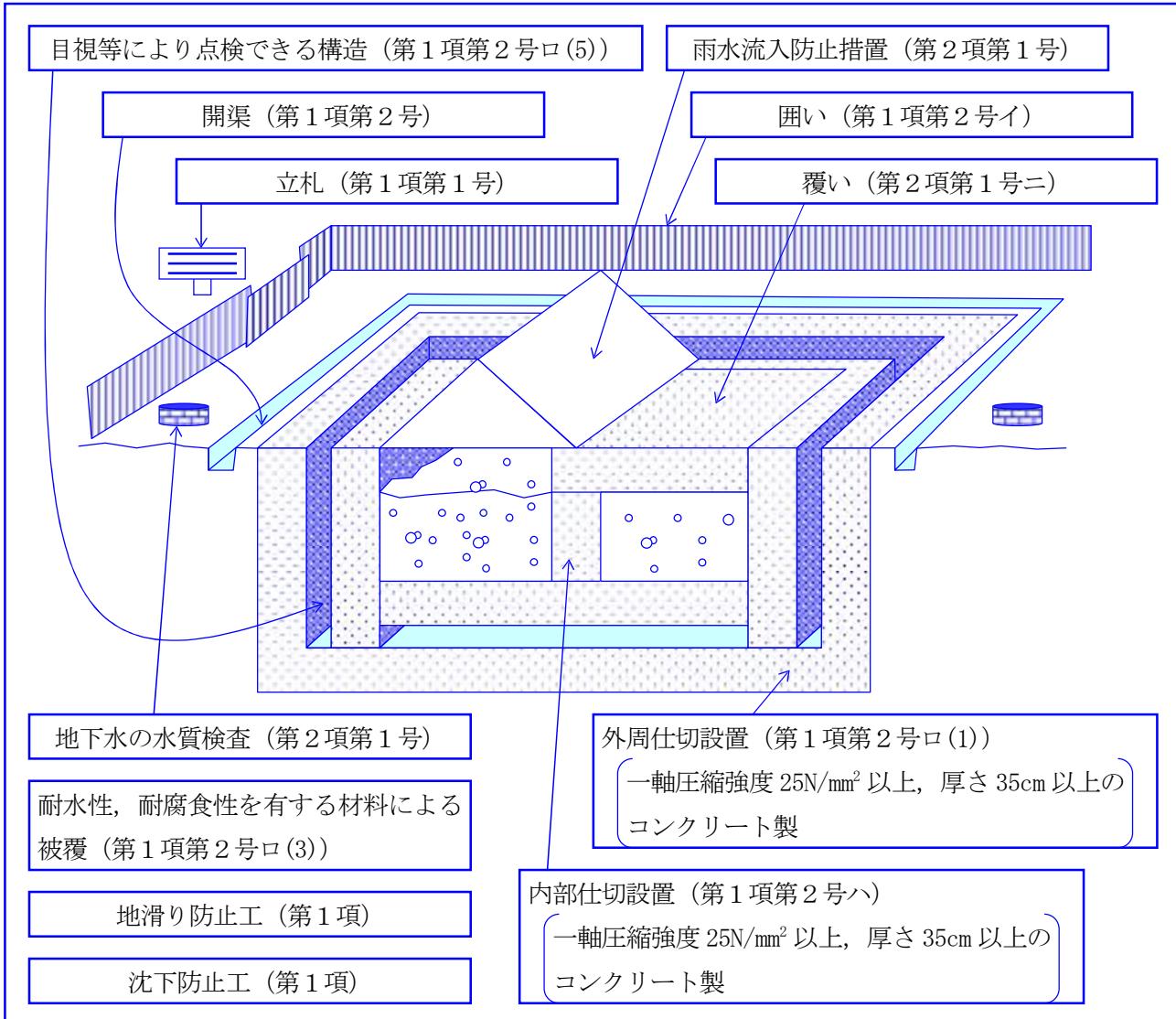
図表 35 特別管理産業廃棄物の種類別埋立処分基準の体系（施行令第6条の5）



③ 遮断型最終処分場

遮断型最終処分場の構造等は次のとおりです。

図表 36 遮断型最終処分場の構造等（最終処分基準省令第2条）



④ 有害物質を含む特別管理産業廃棄物の判定基準

有害物質を含む特別管理産業廃棄物は、廃棄物の種類、排出施設によって異なりますが、一般的に、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年環境庁告示第13号）に定められている溶出試験を行った後、溶出した有害物質の数値がP41 図表 37に掲げる数値を超えるものをいいます。

また、ダイオキシン類の含有量が3ng-TEQ/gを超えるばいじん及び汚泥並びにダイオキシン類の含有量が100pg-TEQ/lを超える廃酸及び廃アルカリについては、有害物質を含む特別管理産業廃棄物とされています。

図表 37 有害物質を含む特別管理産業廃棄物の判定基準（総理府令第5号※）

有害物質名		判定基準	有害物質名		判定基準
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと	13	1, 2-ジクロロエタン	0.04mg/ℓ
	水銀又はその化合物	0.005mg/ℓ	14	1, 1-ジクロロエチレン	1mg/ℓ
2	カドミウム又はその化合物	0.09mg/ℓ	15	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4mg/ℓ
3	鉛又はその化合物	0.3mg/ℓ	16	1, 1, 1-トリクロロエタン	3mg/ℓ
4	有機燐化合物	1mg/ℓ	17	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06mg/ℓ
5	六価クロム化合物	1.5mg/ℓ	18	1, 3-ジクロロプロパン	0.02mg/ℓ
6	砒素又はその化合物	0.3mg/ℓ	19	チウラム	0.06mg/ℓ
7	シアノ化合物	1mg/ℓ	20	シマジン	0.03mg/ℓ
8	P C B	0.003mg/ℓ	21	チオベンカルブ	0.2mg/ℓ
9	トリクロロエチレン	0.1mg/ℓ	22	ベンゼン	0.1mg/ℓ
10	テトラクロロエチレン	0.1mg/ℓ	23	セレン又はその化合物	0.3mg/ℓ
11	ジクロロメタン	0.2mg/ℓ	24	1, 4-ジオキサン	0.5mg/ℓ
12	四塩化炭素	0.02mg/ℓ	25	ダイオキシン類	3ng-TEQ/g

※金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年2月17日付け総理府令）

⑤ 特別管理産業廃棄物の処分又は再生後に生じた廃棄物の埋立処分基準

P35 図表 33 の 5 に示す方法（平4厚告194）により、処分された後に生じた廃棄物を埋立処分する場合は、図表 38 に示す環境大臣が定める基準に適合するものにしなければなりません（平成4年環境庁告示第42号）。

図表 38 特別管理産業廃棄物を処分又は再生後により生じた廃棄物の埋立処分に関する基準

種類	中間処理方法	中間処理後の廃棄物の埋立処分基準
感 染 性 产 業 廉 棄 物	焼却	① 感染性がないよう焼却されていること。 ② 液状のものは埋立処分を行ってはならないこと。 ③ 泥状のものは含水率 85%以下にすること。
	溶融加工	① 感染性がないよう溶融加工されていること。 ② 液状のものは埋立処分を行ってはならないこと。 ③ 泥状のものは含水率 85%以下にすること。
	滅菌 消毒	① 感染性がないよう滅菌、消毒されていること。 ② 液状のものは埋立処分を行ってはならないこと。 ③ 泥状のものは含水率 85%以下にすること。
廢 P C B 等	脱塩素化反応 光化学反応	① P C B が分解されていること。 ② 廉油については、焼却設備を用いて焼却すること。 ③ 液状のものは埋立処分を行ってはならないこと。 ④ 泥状のものはP C B が溶出しないよう処理し、含水率 85%以下にすること。
	水熱酸化反応 熱化学反応	① P C B が分解されていること。 ② 液状のものは埋立処分を行ってはならないこと。 ③ 泥状のものは含水率 85%以下にすること。
P C B 汚染物	焼却 洗净	① 固形状のものはP C B が除去されていること。 ② 廉油については、焼却設備を用いて焼却すること。 ③ 液状のものは埋立処分を行ってはならないこと。 ④ 泥状のものはP C B が溶出しないよう処理し、含水率 85%以下にすること。
P C B 処理物	焼却 洗净	① 固形状のものは、P C B が分解されていること。 ② 廉油については、焼却設備を用いて焼却すること。 ③ 液状のものは埋立処分を行ってはならないこと。 ④ 泥状のものはP C B が溶出しないよう処理し、含水率 85%以下にすること。
	分解	P C B が十分に分解されていること。
廢石綿等	溶融	溶融加工されたもの又は溶融炉において生ずるガスを処理したことにより生じたばいじん若しくは汚泥については、石綿が飛散しないよう溶融加工されていること。
廢水銀等	硫化・固型化	① 最終処分場のうちの一定の場所において、かつ、埋め立てる基準適合廃水銀等処理物が分散しないように行うこと。 ② 埋め立てる基準適合廃水銀等処理物がその他の廃棄物と混合するおそれのないように、他の廃棄物と区分すること。 ③ 埋め立てる基準適合廃水銀等処理物が流出しないように必要な措置を講ずること。 ④ 埋め立てる基準適合廃水銀等処理物に雨水が侵入しないように必要な措置を講ずること。

(5) 特別管理産業廃棄物の海洋投入処分

特別管理産業廃棄物は、海洋投入処分を行ってはいけません（施行令第6条の5）。

4 石綿含有産業廃棄物の処理基準

石綿含有産業廃棄物の収集・運搬、処分又は再生に当たっては、産業廃棄物の収集・運搬基準（P18 図表 19）及び処分又は再生基準（P21 図表 23、P23 図表 24）によるほか、図表 39 に示す基準を遵守してください。

図表 39 石綿含有産業廃棄物の収集・運搬、処分又は再生基準（施行令第 6 条）

1 収集・運搬のための必要な破碎又は切断

収集運搬車への積込みに必要な最小限度の破碎又は切断であって、石綿含有産業廃棄物が飛散しないように、散水等により石綿含有産業廃棄物を湿潤化すること。

2 石綿含有産業廃棄物の溶融を行う場合の基準

(1) 溶融施設の構造（施行規則第 12 条の 2）

- ① 溶融中は、外気と遮断された状態で廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を溶融炉内に投入できる供給装置が設けられていること。ただし、溶融中に廃棄物を投入できない溶融施設は除く。
- ② 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を 1,500℃以上の状態で溶融でき、かつ、その温度を溶融に必要な時間保つため、空気量を調節できる設備その他の必要な設備が設けられていること。
- ③ 溶融炉内の温度を間接的に把握できる位置に、温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。ただし、溶融炉内の温度を直接測定し、記録できる場合を除く。
- ④ 排気口又は排気筒から排出される排ガスによる生活環境の保全上支障が生じないようにする排ガス処理設備（ばいじんを除去する高機能を有すること。）が設けられていること。
- ⑤ 溶融処理に伴い生ずる物の流動状態が確認できる設備が設けられていること。

(2) 溶融施設の維持管理（施行規則第 12 条の 7）

- ① 排気口又は排気筒から排出される排ガス中の石綿濃度を 6 月に 1 回以上測定・記録すること。
- ② 溶融処理生成物の基準確認試験を 6 月に 1 回以上実施・記録すること。
- ③ 排ガスによる生活環境の保全上支障が生じないようにすること。
- ④ 排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。等

3 石綿含有産業廃棄物の破碎又は切断を行う場合の基準

石綿含有産業廃棄物を処理設備に投入するために破碎又は切断を行う場合は、次により行うこと。

(1) 破碎設備の要件（施行規則第 12 条の 2）

- ① 投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視するための措置が講じられていること。
- ② 建物の中に設けられていること。ただし、周囲に石綿含有産業廃棄物が飛散しないよう破碎設備と一体となった集じん器が設けられている場合を除く。
- ③ 破碎によって生じる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器（粉じんを除去する高機能を有すること。）及び散水装置が設けられていること。

(2) 破碎等の方法（施行規則第 12 条の 7）

- ① 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。
- ② 集じん器の出口における排ガス中の石綿濃度を 6 月に 1 回以上測定・記録すること。
- ③ 集じん器にたい積した粉じんを除去すること。等

4 石綿含有産業廃棄物の埋立処分行う場合の基準

(1) 埋立処分の方法（施行令第6条第1項第3号ヨ）

- ① 最終処分場（施行令第7条第14号に規定する最終処分場に限る。）のうちの一定の場所において、当該石綿含有産業廃棄物が分散しないように埋立てを行うこと。
- ② 埋め立てる石綿含有産業廃棄物が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。

(2) 溶融処理生成物の取扱い（施行令第6条第1項第3号イ(6)）

石綿含有産業廃棄物等を施行令第7条第11の2号に掲げる溶融施設で処理した場合、当該処理により生じた溶融処理生成物は鉛さいに該当し、安定型産業廃棄物として処理できる。

5 水銀を含む産業廃棄物の処理

水銀を含む産業廃棄物（P10 図表 11）の収集・運搬、処分又は再生に当たっては、産業廃棄物の収集・運搬基準（P18 図表 19）、処分又は再生基準（P21 図表 23、P23 図表 24）、特別管理産業廃棄物の収集・運搬基準（P33 図表 32）及び処分又は再生基準（P35 図表 33、P37 図表 34）によるほか、図表 40 に示す基準を遵守してください。

図表 40 水銀を含有する産業廃棄物の収集・運搬、処分又は再生基準（施行令第6条、第6条の5）

1 廃水銀等の処理基準

(1) 収集・運搬

- ① 必ず容器（密閉でき、収納しやすく、損傷しにくいもの）に収納して収集又は運搬すること。
- ② 積替え・保管をする場合は、容器に入れて密封し、廃棄物の飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置、高温にさらされないように必要な措置及び腐食の防止のために必要な措置を講ずること。

(2) 中間処理

廃水銀等を埋立処分する場合、あらかじめ水銀の純度を高め、産業廃棄物処理施設の許可を受けた硫化施設において、粉末硫黄による硫化、改質硫黄による固型化を行うこと。

(3) 最終処分

硫化・固型化した廃水銀等が、判定基準を満たさない場合は、遮断型最終処分場で処分すること。満たす場合は、次の追加的措置をとった管理型最終処分場で処分することができる。

- ① 最終処分場のうちの一定の場所において、かつ、分散しないようを行うこと。
- ② その他の廃棄物と混合するおそれのないように区分すること。
- ③ 流出防止措置、雨水侵入防止措置を講ずること。

2 水銀を含む特別管理産業廃棄物の処理基準

次に該当する特別管理産業廃棄物は、処分又は再生に当たり、水銀の大気飛散防止措置を講ずるとともに、あらかじめばい焼設備によるばい焼、又はその他の加熱工程により水銀を回収すること。

- ① 水銀を 1,000mg/kg 以上含有する燃え殻、汚泥、鉛さい、ばいじん
- ② 水銀を 1,000mg/l 以上含有する廃酸、廃アルカリ

3 水銀含有ばいじん等の処理基準

(1) 中間処理

- ① 水銀の大気飛散防止措置を講ずること。
- ② 次に該当する水銀含有ばいじん等は、処分又は再生に当たり、あらかじめばい焼、又はその他の加熱工程により水銀を回収すること。
 - ア 水銀を 1,000mg/kg 以上含有する燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん
 - イ 水銀を 1,000mg/l 以上含有する廃酸、廃アルカリ
- ③ 燃え殻、汚泥又はばいじんであって判定基準を満たさないものを埋立処分する場合、あらかじめ判定基準を満たすよう処理するか、又はコンクリート固型化を行うこと。

(2) 最終処分

コンクリート固型化物が判定基準を満たさない場合は、遮断型最終処分場で処分すること。水銀含有ばいじん等又は処理物が判定基準を満たす場合は、管理型最終処分場で処分することができる。

4 水銀使用製品産業廃棄物の処理基準

(1) 収集・運搬

- ① 破碎することのないよう、また、その他の物と混合するおそれのないように区分して、収集・運搬を行うこと。
- ② 保管を行う場合は、その他の産業廃棄物と混合するおそれのないよう、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

(2) 中間処理

- ① 水銀の大気飛散防止措置を講ずること。
- ② 次に該当する水銀使用製品が産業廃棄物となったものは、処分又は再生に当たり、あらかじめばい焼設備によるばい焼、又は水銀の大気飛散防止措置をとった上で水銀を分離する方法により水銀を回収すること。

スイッチ及びリレー、気圧計、湿度計、液柱形圧力計、弾性圧力計（ダイアフラム式のものに限る。）、圧力伝送器（ダイアフラム式のものに限る。）、真空計、ガラス製温度計、水銀充満圧力式温度計、水銀体温計、水銀式血圧計、灯台の回転装置、水銀トリム・ヒール調整装置、放電管（放電ランプ（蛍光ランプ及びH I Dランプを含む。）を除く。）、差圧式流量計、浮ひょう形密度計、傾斜計、積算時間計、容積形力計、ひずみゲージ式センサ、滴下水銀電極、電量計、ジャイロコンパス、握力計

(3) 最終処分

安定型最終処分場に埋め立てないこと。

6 PCB廃棄物の処理

平成13年7月15日から、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「PCB特措法」という。）が施行され、次のとおり規定されました。

(1) 届出

PCB廃棄物を保管する事業者（保管事業者）及び高濃度PCB使用製品（高濃度PCB使用電気工作物を除く。）を所有する事業者（所有事業者）は、都道府県知事（政令市は市長）にPCB特措法に基づく届出を行う必要があります。

① 保管及び処分状況等の届出

保管事業者は前年度のPCB廃棄物の保管及び処分の状況等について、所有事業者は高濃度PCB使用製品の廃棄の見込みについて、毎年度6月30日までに都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません（PCB特措法第8条、第15条、第19条）。

② 保管の場所等の変更の届出

保管事業者又は所有事業者は、PCB廃棄物の保管又は高濃度PCB使用製品の所在の場所を変更したときは、10日以内に都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません（PCB特措法施行規則第10条、第21条、第28条）。

なお、高濃度PCB廃棄物については、政令で定められた場合を除き、その保管の場所を変更することが禁止されています（PCB特措法第8条、PCB特措法施行規則第10条）。

③ 処分終了又は廃棄終了の届出

保管事業者又は所有事業者は、その全ての高濃度PCB廃棄物若しくは低濃度PCB廃棄物の処分又は高濃度PCB使用製品の廃棄を終えたときは、20日以内に都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません（PCB特措法第10条、第15条、第19条）。

④ 承継の届出

保管事業者又は所有事業者において相続や合併、分割が行われたことにより、その保管事業者又は所有事業者の地位を承継した場合は、30日以内に都道府県知事（政令市は市長）に届け出なければなりません（PCB特措法第16条、第19条）。

(2) 期間内の処分等

広島県内のPCB廃棄物は次の期限までに処分しなければなりません。高濃度PCB使用製品についても、処分期間に使用を終え、処分する必要があります（PCB特措法第10条、第14条、第18条）。

PCB廃棄物等の種類		処分期間
高濃度PCB廃棄物	変圧器・コンデンサー	平成30年3月31日まで
高濃度PCB使用製品	安定器・汚染物等	令和3年3月31日まで
低濃度PCB廃棄物		令和9年3月31日まで

(3) PCB廃棄物の譲渡し及び譲受けの制限

PCB廃棄物の譲渡し又は譲受けは、環境省令で定める場合を除き、禁止されています（PCB特措法第17条）。

(4) 罰則

改善命令違反、P C B廃棄物の保管状況等の届出義務違反、虚偽の届出、譲渡し及び譲受けの制限義務違反等に関しては罰則が規定されています（P C B特措法第33条、第34条、第35条、第36条）。

7 ダイオキシン類に係る対策

平成 12 年 1 月 15 日から、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号、以下「DXN特措法」という。）が施行され、廃棄物焼却炉から排出されるばいじん、燃え殻等が特別管理産業廃棄物に指定されるなど、次のとおり規定されています。

(1) ダイオキシン類含有量基準

ダイオキシン類の含有量が 3 ng-TEQ/g（廃酸・廃アルカリは 100 pg-TEQ/ℓ）を超える、図表 41 の産業廃棄物が特別管理産業廃棄物に指定されました。

図表 41 ダイオキシン類を含む特別管理産業廃棄物

産業廃棄物の種類	発生施設
ばいじん、燃え殻及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの	DXN特措法の特定施設である産業廃棄物焼却炉から排出されたもの（ばいじんは特定施設である製鉄用電気炉等を含む。）
汚泥、廃酸、廃アルカリ及びこれらを処分するために処理したもの	DXN特措法の排出水規制の対象となる特定施設を有する工場、事業場から排出されるもの

DXN特措法施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている産業廃棄物焼却炉について、ばいじん等を①セメント固化、②薬剤処理又は③溶媒抽出処理を行っているものは、含有量基準は適用されません。

(2) ダイオキシン類の自主測定

産業廃棄物焼却炉の設置者は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、排出ガス、排出水、廃棄物（ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻）のダイオキシン類濃度を年 1 回以上測定し、都道府県知事（政令市は市長）に報告しなければなりません。

(3) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

新たに特別管理産業廃棄物を生ずることとなった施設を設置する事業者は、厚生省令で定める資格（P61 図表 51）を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません。

(4) 特別管理産業廃棄物の処理基準

ダイオキシン類の含有量の観点から特別管理産業廃棄物とされた産業廃棄物については、特別管理産業廃棄物処理基準が適用されます。

収集運搬に当たっては、特別管理産業廃棄物であるばいじん等をダイオキシン類濃度の低い焼却灰等と混合して基準に適合させることのないよう、区分して行わなければなりません（混合した産業廃棄物の全量を溶融又は焼成する場合を除く。）。

埋立処分に当たっては、特別管理産業廃棄物であるばいじん等をあらかじめ総理府令で定める基準（3 ng-TEQ/g 以下）に適合するよう処理しなければ、埋立処分できません。

(5) ばいじん、燃え殻等の飛散及び流出防止措置

ダイオキシン類を含む蓋然性の高いばいじん及び燃え殻等については、より具体的に飛散及び流出を防止するための措置を講ずるよう規定されました（図表42）。

なお、この措置は、発生施設を限定せず、埋立処分を行うすべてのばいじん及び燃え殻等に適用されます。

図表42 ダイオキシン類を含むばいじん等の飛散・流出防止措置

区分	飛散・流出防止措置
埋立作業時	① あらかじめ、水分の添加、固型化、こん包等の必要な措置を講ずること。 ② 強風時には埋立作業を中止する等の措置も考慮すること。
搬入車両等に伴うもの	① 運搬車両を洗浄する等必要な措置を講ずること。 ② 埋立地内部の走行時や転圧作業時は、タイヤ等が直接廃棄物と接触するこ とがないよう考慮すること。
日常の埋立作業終了後	表面を土砂で覆う等必要な措置を講じること。

(6) 廃棄物の最終処分場の維持管理基準

管理型最終処分場（P27 図表27）について、ダイオキシン類により大気、公共用水域及び地下水並びに土壤が汚染されることがないよう、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成12年総理府・厚生省令第2号）に従い、最終処分場の維持管理をしなければなりません。

① 地下水等の水質検査

ダイオキシン類に係る最終処分場の周縁（2箇所以上）の地下水の水質検査を年1回以上実施す
るとともに、その結果水質の悪化が認められた場合には必要な措置を講じなければなりません。

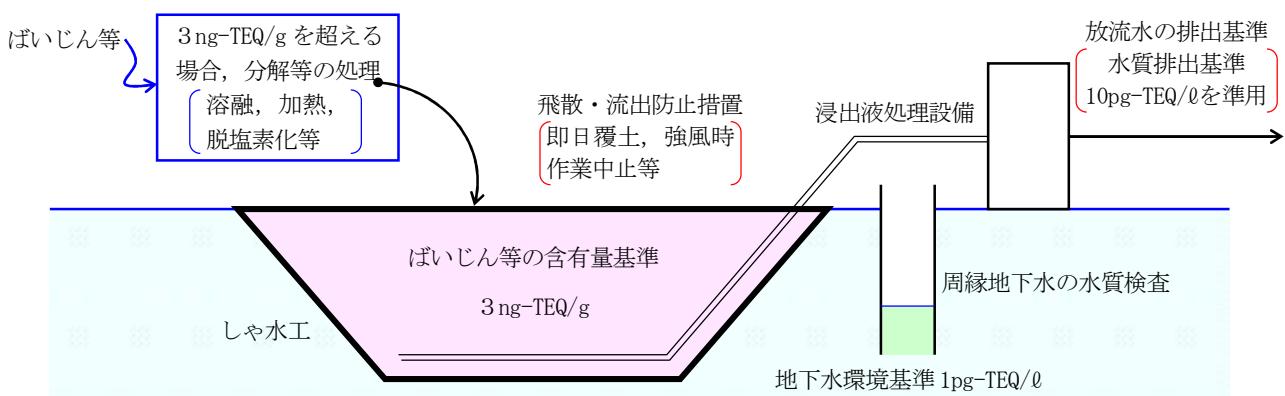
② 浸出液処理設備の維持管理等の基準

ダイオキシン類に係る浸出液処理設備の維持管理は、放流水の水質が 10pg-TEQ/l 以下（維持管
理計画において、より厳しい数値を達成することとした場合はその数値）に維持管理するとともに、
放流水の水質検査を年1回以上実施しなければなりません。

③ 廃棄物の飛散及び流出防止措置

開渠等により埋立地の外に産業廃棄物が流出することを防止するため、開渠に堆積した土砂等の
速やかな除去その他の必要な措置を講じなければなりません。

図表43 最終処分場における措置



8 禁止事項等

(1) 廃棄物の投棄禁止

廃棄物処理法は、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」(法第16条)と規定しており、違反した場合は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科となります。また、法人の場合、3億円以下の罰金となります(法第25条第1項、法第32条)。

これらの罰則は、平成9年及び平成12年の法改正により強化されるとともに、平成15年改正では不法投棄の未遂罪(法第25条第2項)が、平成16年改正では不法投棄を行う目的で廃棄物を収集・運搬した者に対する罰則(準備罪)(法第26条第6号)が創設されました。

(2) 廃棄物の焼却禁止

廃棄物の焼却は、図表44に示す例外である場合を除き、禁止されており(法第16条の2)，この規定に違反して廃棄物の焼却を行った場合は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科という罰則が科せられます。また、法人の場合、3億円以下の罰金となります(法第25条第1項、法第32条)。

その他、投棄禁止と同様に未遂罪及び準備罪があります。

図表 44 焼却禁止の例外

- 1 環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により行う焼却
(焼却設備の構造及び焼却方法は、P22 図表23の4参照)
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う焼却
- 3 公益上若しくは社会の慣習上やむをえないもの又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であるとして政令で定められた次のもの
 - ① 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
 - ② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
 - ③ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
 - ④ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
 - ⑤ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

(3) 指定有害廃棄物(硫酸ピッチ)の処理の禁止

指定有害廃棄物(硫酸ピッチ)の保管、収集・運搬又は処分は、政令で定める基準に従って行う場合等を除き、禁止されており(法第16条の3)，この規定に違反して保管、収集、運搬又は処分を行った場合は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科という罰則が科せられます(法第25条第1項、法第32条)。